

2020年7月3日
東海旅客鉄道株式会社

**中央新幹線南アルプストンネル（静岡工区）における
トンネル掘削の前段で行うヤード整備に関する確認について**

中央新幹線南アルプストンネル静岡工区について、本日、静岡県から、当社が本年6月29日に送付した「中央新幹線南アルプストンネル（静岡工区）におけるトンネル掘削の前段で行うヤード整備の可否について」に対する回答を受領しました。

当該回答に対して、現在、当社が静岡県に確認を求めている内容は別紙のとおりです
で、お知らせします。

令和2年7月3日

静岡県中央新幹線対策本部長
静岡県副知事 難波 喬司 様

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役副社長 宇野 護

中央新幹線南アルプストンネル（静岡工区）における
トンネル掘削の前段で行うヤード整備について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、先般、差し上げた書信に対し、令和2年7月3日付「中央新幹線南アルプストンネル（静岡工区）におけるトンネル掘削の前段で行うヤード整備の可否について」を頂戴し、ありがとうございました。

これに関し、大変恐縮ですが、次の2点についてご教示頂きたく存じます。大事なことでありますので、回答は可能な限り早期に書面でお願いいたします。

1. 自然環境保全協定について

弊社社長が川勝知事に6月26日に面会した際、川勝知事から頂いた資料の中に入っていた「リニア中央新幹線工事における自然環境保全協定の締結に関する考え方」を拝見しました。これまで、弊社は、同協定について、静岡県自然環境保全条例及び同施行規則に基づき、改変の「規模」により、知事が締結の要否を判断されるものと理解しておりましたが、同資料の内容および本日頂戴した資料においても、トンネル掘削の前段で行う準備からトンネル掘削工事までを、『活動拠点整備工事』又は『トンネル掘削工事』と区分して同協定の取扱いを分ける、新たな考え方を定められたように受け取れます。弊社は昨年5月、貴県と調整を進め、ヤード整備（前述の面会の際に弊社社長の説明で使用した工事の準備に関する図のうち、着手済（青色）及び未着手（赤色・黄色）の準備）について協定を締結する方向で貴県から協定書案の提示を頂いておりましたので、今回、貴県が考え方を変更され、新たに区分を設けられたことに戸惑っております。

静岡県自然環境保全条例によれば、協定締結の目的は「自然環境の破壊の防止、植生の回復、緑地の造成その他自然環境の保全のため」（静岡県自然環境保全条例第24条）とされており、その内容を明文化した上で確実な履行を期するためと理解しております。弊社としましては、協定は貴県が弊社の行うトンネル掘削工事に先立つ準備の実施状況を把握し、環境保全を確実にするためのものと認識し、貴県からのご指摘を盛り込んだ協定書案に合意することにより、濁水処理設備等のヤード整備（前述の面会の際に弊社社長の説明で使用した工事の準備に関する図のうち、未着手（赤色・黄色）の準備。以下、「本件ヤード整備」といいます。）は進めることができるものと考えておりました。

今回の貴県の『活動拠点整備工事』又は『トンネル掘削工事』と区分するという考え方には、条例の目的に照らして必須なものとは思われず、また、これまで貴県からご説明を頂いたことはなく、変更された経緯と理由について、ご教示頂きたく存じます。

2. 本件ヤード整備が大井川中下流域の水資源に影響を与えないことについて

貴県は、本件ヤード整備とトンネル掘削工事を一体不可分な工事と整理されていますが、本件ヤード整備に引き続いてトンネル掘削工事をなし崩し的に行わないことは、前述の面会の際にお約束した通りです。

弊社としましては、トンネル掘削工事に伴う大井川中下流域の水資源への影響について、有識者会議に真摯に対応するなど流城市町のご懸念に十分配慮してまいりますが、本件ヤード整備は大井川中下流域の水資源に影響を及ぼす工事ではないと考えています。

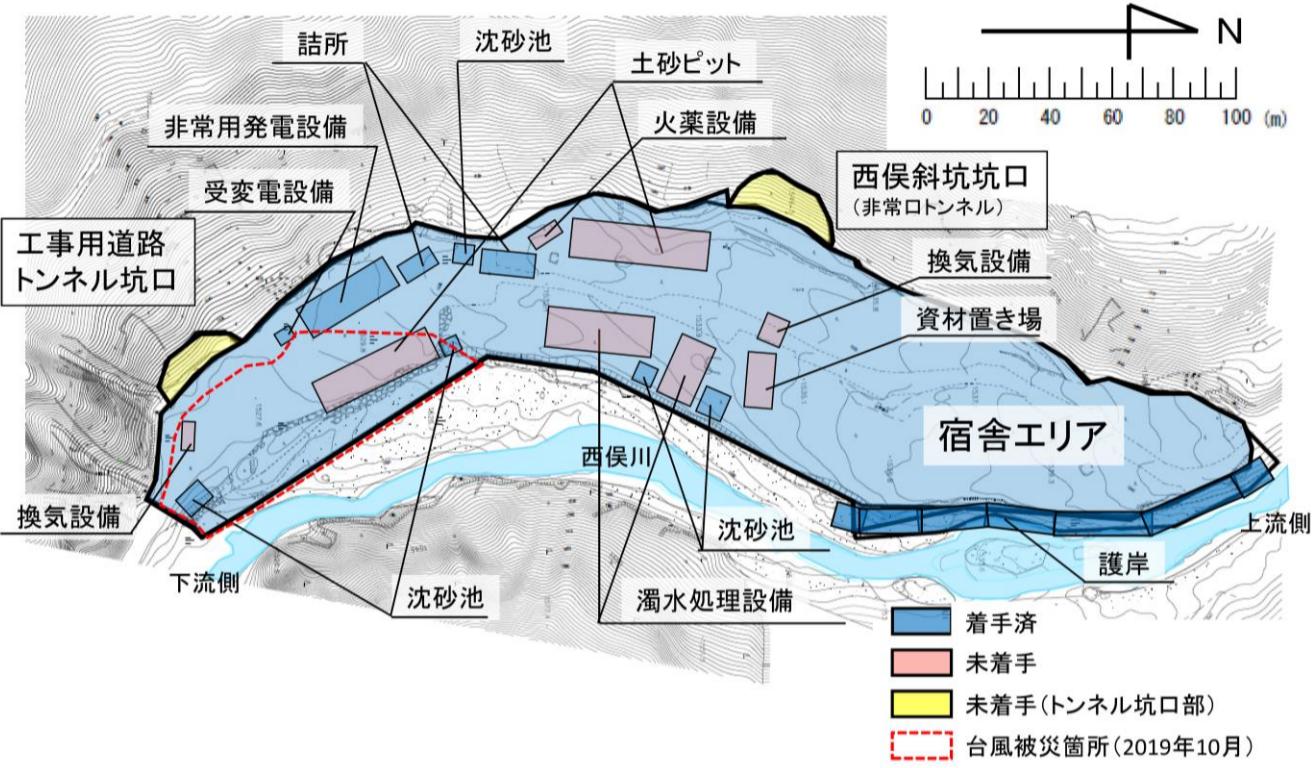
なお、大井川に隣接する土地の整地等は中下流域への水資源への影響を与えないものとしてこれまで行ってきたところです。

中央新幹線は、日本の大動脈輸送を担う東海道新幹線の抜本的な災害対策として、大きな意義を持ち、沿線自治体をはじめ、早期実現に、大きな期待が寄せられている計画であり、本件ヤード整備を進めることは、弊社の社会的使命である中央新幹線の工事を進める上で極めて重要なポイントとなります。

中央新幹線の早期実現と自然環境への影響の回避・低減の両立は共通の認識と考えています。その観点から、本件ヤード整備については、上記1に関する貴殿との認識の差に関わらず、水資源に影響を与えない工事として、さらには中央新幹線の重要性に鑑み、有識者会議での議論等と並行して、是非とも認めて頂きたいと存じます。仮に、認めて頂けないのであれば、その理由は、なし崩し的にトンネル掘削工事に繋がることへのご懸念なのか、本件ヤード整備による水資源への影響に対するご懸念なのかについて、ご教示頂きたく存じます。

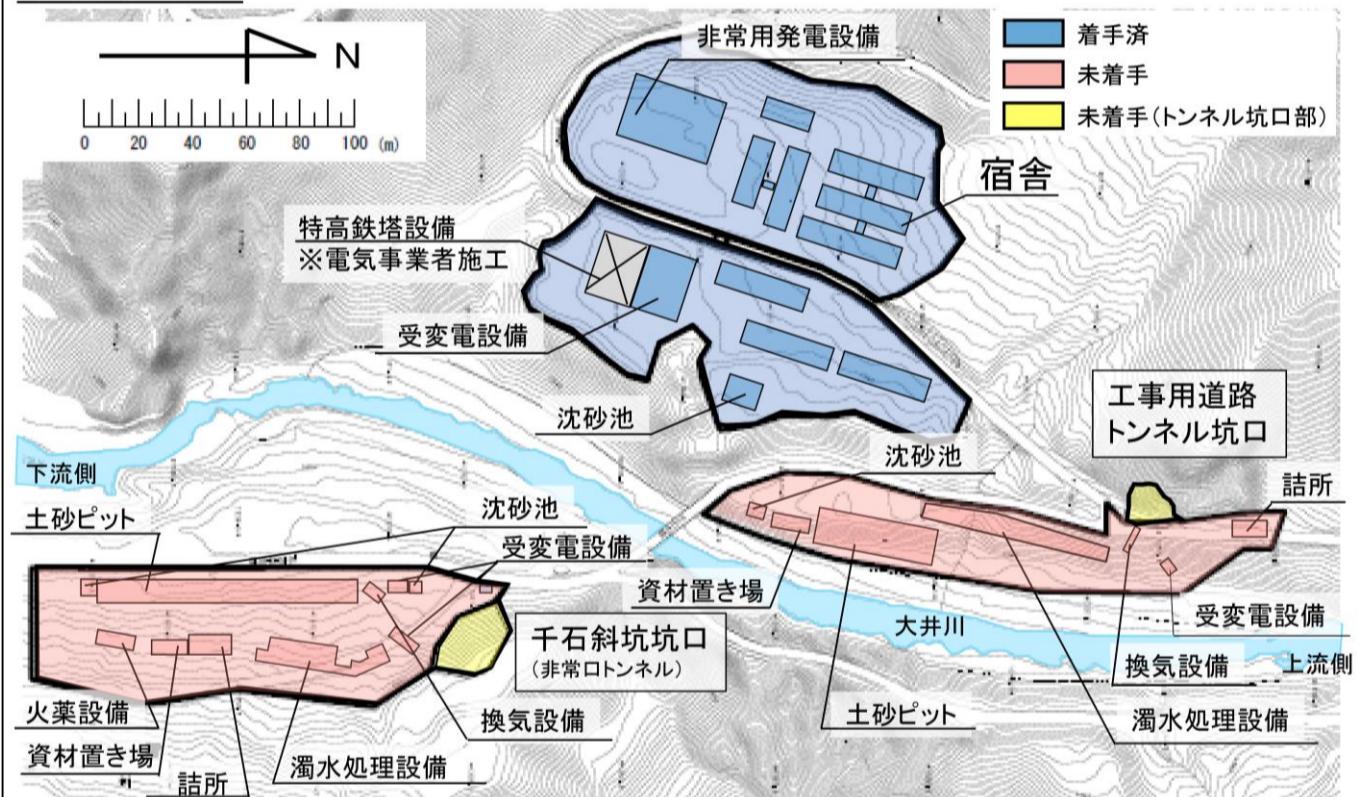
以上

西俣ヤード



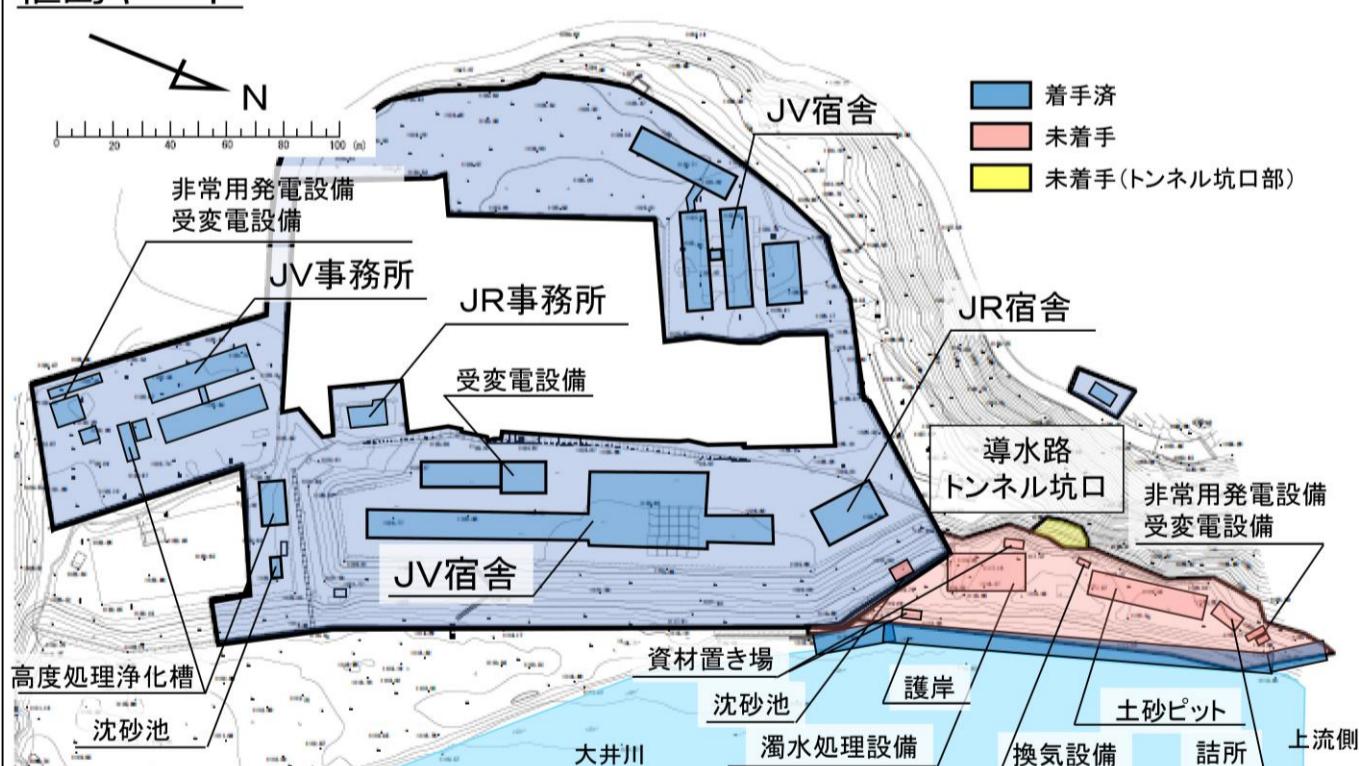
※ 当社が6月中に着手したいと県にお願いしている準備とは、ヤード内において、上図に示す通り、土砂ピット、濁水処理設備等の設置、坑口予定箇所の整備(樹木伐採や斜面補強)を行うことを指します。
※ タンネル掘削は行いません。

千石ヤード



※ 当社が6月中に着手したいと県にお願いしている準備とは、ヤード内において、切土や盛土をしたうえで、上図に示す通り、土砂ピット、濁水処理設備等の設置、坑口予定箇所の整備(樹木伐採や斜面補強)を行うことを指します。
※ タンネル掘削は行いません。

榎島ヤード



※ 当社が6月中に着手したいと県にお願いしている準備とは、ヤード内において、切土や盛土をしたうえで、上図に示す通り、土砂ピット、濁水処理設備等の設置、坑口予定箇所の整備(樹木伐採や斜面補強)を行うことを指します。
※ タンネル掘削は行いません。